

観音寺市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年11月28日

観音寺市監査委員 佐伯文男
観音寺市監査委員 井下尊義

平成 2 6 年 度

定 期 監 査 結 果 報 告 書

観 音 寺 市 監 査 委 員

第1 監査の対象および期間

対		象	期 間
部	課 等	事 務	
政策部 市民部 健康福祉部 教育部	秘書課 市民課 生活環境課 燧望苑 伊吹支所 子育て支援課 社会福祉課 教育総務課 学校教育課 教育センター 観音寺小学校 柞田小学校 一ノ谷小学校 大野原小学校 豊浜小学校 市民スポーツ課 総合体育館 総合運動公園 少年育成センター	平成26年度の財務に関する事務（一部25年度含む）の執行及び経営に係る事業の管理	平成26年10月7日から同年11月21日まで

第2 監査の方法

監査にあたっては、予算の執行、契約関係、補助金交付関係、現金・金券等の出納保管、財産の管理等の事務が法令等に基づき適正に行われているか、また、組織及び運営が合理的かつ効率的に行われているかに留意し監査を実施した。

第3 監査の結果

事務及び管理については、おおむね適正に処理されていたが、一部において次のとおり改善、検討を要する事項が見受けられた。速やかに所要の措置を検討、実施されたい。

当該事項について改善の措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

第4 意見等

小学校共通事項

- 要保護・準要保護については増加傾向にあり、学校教育課等と連携をとり、適正な事務に努められたい。

秘書課

- 休暇・出張等について、庶務管理システムに移行されたが、今回の定期監査により、各課の事務処理が適正に行われていない為、秘書課より指導徹底されたい。
- 名札については、職員胸章着用規程にも定められているが、着用していない職員が見受けられるので、秘書課より指導徹底されたい。
- 職員の削減が進む中、今後の行政運営について支障をきたさないように、人材育成を考慮しながら、適材適所の人事配置に努められたい。

市民課

- 本年度より本人通知管理システムを導入しているが、登録者の増加については、人権課と連携して広報等周知の方法を検討されたい。また、システム導入については、費用対効果について、十分検討をし導入されたい。
- 住居表示事業について、長期間実施しているが、速やかに完了できるように、関係機関等との調整を図られたい。
- のりあいバスの広告料収入について、積極的にPRして広告の募集に努められたい。
- のりあいバスの運行管理の委託先については、費用対効果の面でも、今後は検討していく必要があると思われる。

生活環境課・燧望苑

- 駐車場のプリペイドカードについて、金券（公金）であることを認識し、使用簿を作成して適正に管理されたい。
- 燧望苑の使用料における現金の取扱いについて、釣銭資金の交付を受けて処理するのが適当であり、釣銭資金を活用されたい。また、使用料の現金の保管については、長い期間事務所内で保管しており、入金の日も不定期であるので、今後は定期的に入金し、現金の保管には十分注意されたい。

伊吹支所

- 観音寺港の券売所で保管している運賃等の料金については、保管場所として適切な場所とは言い難いため、検討されたい。
- AEDの設置数について、離島であるため救命救急の面からも、設置数の増加を

望むものである。

子育て支援課

- 補助金については、適正な審査を行い、慎重な取扱いに努められたい。
- 保育料過年度未納について、合併以前の未納については、処理方法を検討されたい。

社会福祉課

- 障害者の方が情報の共有ができるように、周知方法等について今後も検討していただきたい。
- 社会福祉協議会への事業委託の件数が多いが、事業については定期的に見直しを行い、効率的な事業内容となるよう努められたい。

教育総務課

- 工事請負契約について、随意契約をする場合には、事前調査を十分に行い、慎重に契約を行うよう努められたい。
- 研修参加費を消耗品費で支出しているが、今後は負担金で支出するように幼稚園等に指導されたい。

学校教育課・教育センター

- 教育センターは、不登校児童・生徒の解消等に向けて取り組んでいる重要な部門であり、今後も子供たちや保護者の力となり、職員は常に新しい知識と様々な事例を蓄え、柔軟な思考が求められており、効率的かつ効果的に業務を行っていただくよう望むものである。

市民スポーツ課・総合体育館・総合運動公園

- 総合体育館、総合運動公園の使用料における現金の取扱いについて、釣銭資金の交付を受けて処理するのが適当であり、釣銭資金を活用されたい。